

行動計画第二章中の項目		施策名	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目			
	○エコポイント(環境取組に対する公共交通機関の利用促進)	○エコポイント(環境取組に対する公共交通機関の利用促進)	<p>【先進的な事例を取りまとめて平成16年度中に公表するとともに、NPOとの連携を強化】</p> <p>【平成16年度において、公共交通活性化総合プログラム採択案件のひとつである「福岡県における地域通貨(ペバ)とバス、鉄道乗車券との交換システムの構築に関するプロジェクト」において、環境負荷軽減の取組みに対し特典を付与するというNPO法人の取組みの普及拡大に向けた、交通事業者や利用者とともに検討を実施した。※ NPO法人の取り組み新規・チラシと引き替えに地域通貨「ペバ」を発行し、その地域通貨をバス・鉄道乗車券の補助券として充当するシステムを構築</p>	<p>地球環境基金助成金公募事業や環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律を通じて連携すべきNPOを調査中。</p> <p>平成16年度の公共交通活性化総合プログラム採択条件のひとつである「福岡県における地域通貨(ペバ)とバス、鉄道乗車券との交換システムの構築に関するプロジェクト」において、環境負荷軽減の取組みに対し特典を付与するというNPO法人の取組みの普及拡大に向けた、交通事業者や利用者とともに検討を実施した。</p> <p>※ NPO法人の取り組み新規・チラシと引き替えに地域通貨「ペバ」を発行し、その地域通貨をバス・鉄道乗車券の補助券として充当するシステムを構築</p>	<p>調査されたNPOから、先進的な事例を取りまとめて公表することを検討予定。</p> <p>関係機関、交通事業者、地元自治体、NPO法人等との調整を進めて平成16年度中に検討委員会を終了し、その結果を踏まえ、平成17年4月から福岡市西区において、取組みを開始した。</p> <p>「補助券利用交通機関」 ・福岡市営地下鉄 ・西日本高速道路(バス・電車) ・JR九州 ・JR東海 ・地下鉄姪浜駅キヨスク ・西鉄福岡駅定期券発売所 ・新聞回収場所 ・地下鉄姪浜駅前商業施設内 ・新聞回収日 ・毎月第1・3土曜日 午後1時～3時 「今後の取組み予定」 当面、現在実施している地区的定着を図ることとしており、状況をみながら、他地区への導入も検討していく。</p>

行動計画第二章中の項目		施策名	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目			
	○レンタカー型カーシェアリング(自動車の共同利用)の促進	【特区における特例措置としてレンタカーの許可基準の一 部を緩和する通達を平成16年 度を早期に発出】	レンタカー型カーシェアリングについて、特区の特に環境に配 例措置としてアイドリングストップ車等の環境への影響が認め られた車両を使用する等、一定の公益性が認め られる場合において、車両の整備・管理に支障が 生じないような代替措置を認める通達を認めたことを講じることを して、無人の貸渡しシステムを認めたことを講じることを (平成16年5月措置)。平成16年12月に広島県及 び福岡市が、平成17年3月には北海道 札幌市が認定された。	【制度改正】 法律等件名：平成16年4月28日 付通達「構造改革特別区域法 に係る環境にやさしいレンタ カー型カーシェアリングを行った ための走路運送法第80条第2項 による申請の取扱いについて」 国土自旅第18号 概要：レンタカー型カーシェアリ ングについて、アイドリングス トップ車等の環境に配慮した車 両を使用する等、一定の公益性 が認められる場合において、車 両の整備・管理に支障が生じな いような代替措置を講じることを 前提として、無人の貸渡しシス テムを認める。	引き続きレンタカー型カーシェア リングの促進に努める。

行動計画第二章中の項目		施策名	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目			
○企業的責任 (CSR)の交通部門のあり方の研究	○グリーン経営推進マニュアル及び認証制度活用の浸透	【平成17年度中に認証制度の対象範囲を海運、倉庫業等に拡大】	【平成17年度中に認証制度の対象範囲を海運、倉庫業等に拡大】	平成17年3月に、学識経験者、専門家、事業者団体等をメンバーとする検討委員会をにおいて取りまとめた。	平成17年7月に認証制度を開始する予定。
(6) 国民の意識向上、理解の促進	○カーフリー（街で車を使わない日）、モビリティourke（環境的に持続可能な都市交通を考える週間）の活用	【トラック、バス／タクシーの認証制度の普及・促進により、平成16年度中に認証取得者350社を達成】	【講習会の開催、マスメディアを使った広報等により普及・促進を行った。認証登録事業者（平成17年5月末現在）・トラック 688社（1321事業所）・バス／タクシー 105社（225事業所）】	講習会の開催、マスメディアを使った広報等により普及・促進を行った。認証登録事業者（平成17年5月末現在）・トラック 688社（1321事業所）・バス／タクシー 105社（225事業所）	引き続き講習会の開催、マスメディアを使った広報等により普及・促進することとしている。
○社会心理学的アプローチの活用		【CSRについて国内外の先進的な事例や仕組を調査し、運輸企業のCSR活動及び一般企業における交通分野のCSR活動を充実・促進するための方策をとりまとめ】	【CSRに関する国内外の先進的な事例や仕組を調査し、運輸企業のCSR活動及び一般企業における交通分野のCSR活動を充実・促進するための方策をとりまとめ】	CSRに関する国内外の先進的な事例や仕組を調査し、運輸企業のCSR活動及び一般企業における交通分野のCSR活動を充実・促進するための方策をとりまとめ中。	とりまとめ中。
		【平成16年度において公共交通活性化総合プログラムを通じて交通サービスの需要サイドへの働きかけを促進】	【平成16年度において公共交通活性化総合プログラムを通じて交通サービスの需要サイドへの働きかけを促進】	公共交通活性化総合プログラムにより、交通事業者・NPO等地域住民との協働・連携をはかることで、公共交通利用の理解の促進をはかる	公共交通活性化総合プログラムにより、交通事業者・NPO等地域住民との協働・連携をはかることで、公共交通利用の理解の促進をはかる予定。
		【平成16年度において世界カーフリー（9月22日）の動きについて広く周知】	【平成16年度において世界カーフリー（9月22日）の動きについて広く周知】	カーフリー（9月22日）の動きを紹介するなど、世界カーフリー（9月22日）の動きについて広く周知を行なった。	カーフリー（9月22日）の動きを紹介するなど、世界カーフリー（9月22日）の動きについて広く周知を行なった。
		【平成16年度において公共交通活性化総合プログラムを実施した事業所交通マネジメント・プロジェクトを支援】	【平成16年度において公共交通活性化総合プログラムを実施した事業所交通マネジメント・プロジェクトを支援】	・平成16年度の公共交通活性化総合プログラムを実施した事業所交通マネジメント・プロジェクトを支援	世界カーフリーの動きについて、関係者に配布するとともに、国土交通省のHPでカーフリーを紹介するなど、世界カーフリー（9月22日）の動きについて広く周知を行なった。
		【社会心理学的アプローチにについて、広く一般への利用を可能にするため、平成16年度にマニュアルを整備】	【社会心理学的アプローチについて、広く一般への利用を可能にするため、平成16年度にマニュアルを整備】	・平成16年度の公共交通活性化総合プログラムを実施した事業所交通マネジメント・プロジェクトを支援	世界カーフリーの動きについて、関係者に配布するとともに、国土交通省のHPでカーフリーを紹介するなど、世界カーフリー（9月22日）の動きについて広く周知を行なった。

行動計画第二章中の項目		施策名	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目			
○エコドライブに係る環境教育		【国民各層へのエコドライブ普及のための具体的行動計画】を平成16年度中に作成】	エコドライブアクションプランの作成に向け検討中	4省庁(警察庁、経済産業省、環境省、国土交通省)によるエコドライブ普及連絡会によって、「エコドライブアクションプラン」を作成する予定。	
	79	【エコドライブ関連イベントについて平成16年度より地方展開】	伊豆・箱根及び熊本阿蘇地区をエコドライブル地圏とし、関係者の連携により、エコドライブマップの作成やエコドライブコンテスト等を実施した。また、同地区内において有料道路及び有料駐車場の低公害車割引を実施した。	平成16年3月に東京で行つたエコドライブシンポジウムの地方展開を予定。	
	80	【エコドライブを実施するべく関係省庁と連携】			
○テレワークの推進		【経済界等の関係団体、学識経験者、関係省庁等からなるテレワーク普及促進のための推進組織を平成16年度を目途に設立し、キャンペーン活動等の普及啓発活動を実施】	平成17年度に設立することを目指し、関係団体等と調整中。	平成17年度にテレワーク人口等の実態を把握するための調査を行い、関係省庁等と連携してテレワークへの総合的な取組を進めていくとともに推進組織を活用し普及啓発活動を行っていく。	
	81				
	82	【平成16年度以後、テレワークが社会、企業、労働者にもたらす効果についてセミナー等により、広く、国民、経済界等に周知】	「テレワークによる効果」についての調査概要を課内のホームページに掲載するとともに、自民党の在宅勤務・在宅就業に関する小委員会にて説明し、併せて関係団体等へパンフレットを配布した。		

行動計画第二章中の項目		整理番号	施策名	施策の概要	現在の状況	今後の見込み	
大項目	中項目	小項目					
2. 民生部門における対応	(1) 市場を活用した環境にやさしい住宅・建築物の普及促進	○省エネリフォームに関する市場の整備及び支援の充実等	【平成17年度に省エネリフォーム等の推進のための支援策の強化を実施】	【平成17年度に省エネリフォーム等の推進のための支援策の強化を実施】	住宅を含む建築物の外壁、窓等の修繕等を行う者に対する労力義務を課し、そのための判断基準を定めることとするとともに、一定規模以上の建築物(住宅を含む)の大規模修繕等を行つ者に対し、所管行政庁への大規模修繕の届出を義務付けること等を提出(平成17年3月)。	省エネ法改正案を本通常国会に提出した。	
			83		【制度改正】法律等件名:エネルギーの使用の合理化に関する法律(改正予定) 概要:一定規模(2,000m <sup>2</sup> )以上の非住宅建築物を新築・増改築する場合の所管行政庁への届出に、大規模修繕等を行う場合を追加する等の措置を講ずるとともに、一定規模(2,000m <sup>2</sup> )以上の大規模修繕の届出を義務付けること等を提出(平成17年3月)。	省エネ法改正案を本通常国会に提出した。	
			84	○住宅の省エネ性能等の評価・表示の普及促進	【平成16年度より省エネギー性能に係る情報提供の促進やPRを強化。さらに、質の向上による居住性向上と環境負荷低減の効果や、住宅のライフサイクルを通じたコスト低減について、消費者に情報を提供し的確な選択を支援する仕組みを整備】	・建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)について、既存建築物を対象とする評価ツールを開発。 ・第三者による評価結果の認証制度、評価を実施する評価員を養成するための講習及び登録制度を創設。(平成16年7月)	・住宅の省エネリフォームに関する技術基準の整備に向けた検討を実施。 ・環境省や経済産業省と連携して、消費者に対する情報提供に係る取り組みを強化。
			85	○住宅・建築物に関する総合的な環境性能評価手法(CASBEE)の開発・普及	【平成16年度夏頃を目途に既存建築物に係るCASBEEを作成・公表するとともに、認証制度を創設。また、地方公共団体によるCASBEEを活用した施策の展開のための支援を開始】	・建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)について、既存建築物を対象とする評価ツールを開発。 ・第三者による評価結果の認証制度、評価を実施する評価員を養成するための講習及び登録制度を創設。(平成16年7月) ・名古屋市(平成16年4月運用開始)及び大阪市(平成16年10月運用開始)において、CASBEEを活用した環境計画書の届出制度を導入。	・平成17年7月には横浜市においてもCASBEEを活用した環境計画書の届出制度が導入される予定。 ・また、平成17年度夏頃までに、既存建築物の改修やヒートアイランド対策に対応した評価手法を開発、公表予定。

行動計画第二章中の項目		施策名	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目			
○建築物等に係る地域のマテリアル循環マネジメントシステムの研究開発	86	【平成17年度より、建設、産業、リサイクルという建築物、物等のライフサイクルにおける建築物の環境負荷化及び建築物の環境負荷の低減を図るシステム】	【平成17年度より、総合的な環境性能の高い住宅等に係る先導的な技術開発等を行つる先導的な技術プロジェクトに対する支援を実施】	環境問題等の政策課題にかかる先導的技術の開発・実用化に対して支援を行うため、「住宅・建築関連先導技術開発事業」を創設し、民間事業者等に対して公募を行つた。	環境問題等に対する応募終了後、学識経験者からなる住宅・建築関連先導技術開発審査会により、応募課題を決議を行い、7月を目途に採択課題を決定する予定。
○先導的技術開発を行つるリーディングプロジェクトの推進	87	【平成16年度、地方公共団体に対し、先進事例の紹介等により建築主に省エネ法に基づく届出を徹底させること及び指示・公表制度の活用等による省エネ促進】	【平成16年度、地方公共団体等に基づく建築物(非住宅)の新築時等における省エネエネルギー措置の届出の徹底及び本地方公共団体による指示・公表制度の活用促進	担当課長会議において、各都道府県・政令指定都市別に省エネ法の施行状況等を配布し、更なる省エネ法に基づく届出の周知徹底をしている。なお、平成15年度の省エネ法の施行状況は、以下のことおり。 届出:3,823件(届出率89%) 基準適合率:70%、 指示:48件、公表:0件 (届出率、基準適合率は、延べ床面積ベース)	エネルギー使用の合理化に関する法律を一部改正する法律を第162回通常国会に提出。当該法案の説明会等を通じ、地方公共団体に対し、引き続き省エネに対する取り組みの周知徹底に努める予定。
○省エネ法に基づく建築物(非住宅)の新築時等における省エネエネルギー措置の届出の徹底及び本地方公共団体による指示・公表制度の活用促進	88			【制度改正】 法律等件名:エネルギー使用の合理化に関する法律(改正予定) 概要:一定規模以上の建築物(非住宅)の大規模修繕時等の省エネエネルギー措置の届出の義務付け等、一定規模以上の住宅の新築・増改築、大規模修繕時等の省エネエネルギー措置の届出の義務付け等	

行動計画第二章中の項目		大項目		中項目		小項目		施策名		施策の概要		整理番号		現在の状況		今後の見込み					
(2)要素技術の開発及び普及の促進	○環境に配慮した住宅部品の普及促進	【平成16年度より、社会的要請への対応を先導する特徴を有する住宅部品(日J-bs部品)として、省エネルギー性能に優れた住宅部品を認定し、普及を促進。現在、潜熱回収型給湯器等が認定されている。】	(財)ベター・リビングにおいて、平成16年3月より、社会的要請への対応を先導する特徴を有する住宅部品(日J-bs部品)として、省エネルギー性能に優れた住宅部品を認定し、普及を促進。現在、潜熱回収型給湯器等が認定されている。	89	【平成16年度より、社会的要請への対応を先導する特徴を有する住宅部品(日J-bs部品)として、省エネルギー性能に優れた住宅部品について認定対象品目を拡大し、普及を促進】	【平成16～17年度に住宅用燃料電池のモデル的実証実験を実施するとともに、平成17年度よりモデル的導入を実施】	90	【平成16年度は水素燃料電池と地下蓄熱技術を組み合わせた実証実験について、調査実施地域を組みあわせたシステム導入のモードルシステムにより省エネルギー性環境性とも向上することを示し、平成17年3月で終了した。平成17年度は水素燃料電池と風力発電を組み合わせたシステム導入のモードル計画及び当該システムに係る街づくりや産業展開の可能性について調査を行うため、現在は調査実施地域を公募中である。】	91	【平成17年に、これまでの実証実験の成果を取りまとめ、ガーディアンを作成。サンヴァリエ桜堤団地(平成17年冬入居予定、東京都武蔵野市)においても家庭用燃料電池を実用導入予定。】	92	【平成17年3月末までに調査を終了し、水素燃料電池と風力発電を組みあわせたシステムの製造・導入等に関連した展開可能な性のある産業の振興方策を提示する予定。】	93								

行動計画第二章中の項目		施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目				
	○雪氷冷熱エネルギーの実用化	【平成16年度より、雪氷冷熱エネルギー利用についてのコスト縮減やエネルギー効率向上についての検討及び雪氷を大都市圏の冷房用エネルギーに活用する方策について検討を実施】	92	平成16年度の雪氷冷熱エネルギー利用効率の向上についてのハイブリッド型の雪氷システムの実証実験を実施し、その操作性、安全性を確認するとともにコストの縮減、環境への負荷軽減を確認とともに、今後の利用拡大可能性能について検証を行った。	北海道の雪氷を、北海道と本州との間の片荷輸送、在的な輸送余力を活用して大都市圏へ輸送し、エネルギーを有する新たな物流システムの検討委員会を設立し、同年12月から雪氷製造・保管の実証実験、平成18年度の輸送・利用実験を経てシステムの構築を行う予定。	北海道の雪氷を、北海道と本州との間の片荷輸送、在的な輸送余力を活用して大都市圏へ輸送し、エネルギーを有する新たな物流システムの検討委員会を設立し、同年12月から雪氷製造・保管の実証実験、平成18年度の輸送・利用実験を経てシステムの構築を行う予定。
	○住宅の省資源・省エネルギーに係る新たなシステムの開発	【平成16年度に、自立循環型の住宅システムの要素技術等の開発及びそれらの成績を普及させるための設計支援ツールや事業手法等の開発を実施】	93	平成13から16年度までの4年間ににおいて、国土交通省総合技術開発プロジェクト「循環型社会及び安全な環境の形成費」の一環として「エネルギーと資源の自立循環型住宅・都市基盤整備支援システム」を実施し、住宅におけるエネルギー消費量を概ね2000年度の平均的な水準に比べて50%削減可能な実用的技術及び設計方法を実証的に明らかにするとともに、それら技術の評価方法を開発した。具体的には、通風換気、屋外利用、太陽熱利用、比較的温暖ではあるが断熱の設備、太陽熱給湯を含む給湯設備、断熱、暖房及びエネルギー処理設備等、につき評価方法の設計ガイドライン「エネルギー消費30%削減を目標とする自立循環型住宅への設計手法」などを開発した。それらの知見は「自立循環型住宅への設計手法」、「エネルギー消費30%削減を目標とする建築技術に開わる任意のグループによる講習会資料」としての活用を促進していく。	日本住宅性能表示制度性能評価基準の改正、住宅の省エネルギー基準の改正等に評価法構築に関する成果を反映される。住宅の省エネルギー改修を促進するための効率のよい診断手法の開発、性能基準の確立と多様な仕様の整備を進め、普及に課題のある省エネルギー改修の技術的支援策を充実させる。	日本住宅性能表示制度性能評価基準の改正、住宅の省エネルギー基準の改正等に評価法構築に関する成果を反映される。住宅の省エネルギー改修を促進するための効率のよい診断手法の開発、性能基準の確立と多様な仕様の整備を進め、普及に課題のある省エネルギー改修の技術的支援策を充実させる。

行動計画第二章中の項目		施策名	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目	整理番号		
		○持続可能な社会構築を目指した建築性能評価・対策技術の開発	[平成16年度から平成18年度にかけて、ライフサイクルを通じたCO2排出及び廃棄物排出に関する建築物の環境性能の評価手法や対策技術等を開発するとともに、ガイドラインを策定]	CO2排出及び廃棄物排出評価について排出負荷の実態調査・分析を行い、排出負荷低減対策技術と設計支援システムについて開発する技術システムの基本構造を決定した。	平成17年度末までに、建築物の排出負荷評価技術の設計支援システムの技術仕様のとりまとめを行う。 平成18年度に、建築物の排出負荷評価技術及び評価データベースの実用性検証、普及ガイドラインの策定を行う。
		○建設施工分野における地球温暖化対策の推進	[平成16年度より、建設施工における建設機械からの二酸化炭素排出量を削減するため、省エネ・重量軽減方法の普及、低燃費型建設機械の普及促進策を検討]	低燃費型建設機械の使用の推進方法を検討して	平成17年度 実施方策を検討
(3) 国際貢献の推進、国民・産業界等との連携	○国内外に向けた我が国への建築に係る環境技術の情報発信 (SB05Tokyo)	94	[平成17年度に、サステナブル建築世界会議(SB05Tokyo)を開催し、CASBEE等の先進的な取組に係る情報交換を行い、CASBEEの国際的普及を促進]	・平成17年9月のサステナブル建築世界会議(SB05Tokyo)に向けて、論文の募集、関係者、関係機関との調整などの準備を実施。 ・世界の5地域(南米、アフリカ、東アジア、中東欧、東南アジア)でサステナブル建築地域会議(SB04地域会議)を開催。 ・平成16年10月に、SB05Tokyo国内プレイベントである、住まい・建築・都市の環境展「エコビルド2004」を開催。 ・平成17年2月にSB05Tokyoプレイベントを開催。	・平成17年9月にSB05Tokyoを開催。
		95	[平成17年度に、サステナブル建築世界会議(SB05Tokyo)を開催し、CASBEE等の先進的な取組に係る情報交換を行い、CASBEEの国際的普及を促進]	・平成17年7月には横浜市においてもCASBEEを活用した環境計画書の届出制度が導入される予定。 ・また、平成17年度夏頃までに、既存建築物の改修やヒートアイランド対策に対応した評価手法を開発、公表予定。	
		96	[平成16年度より、CASBEE等を活用して、住宅・建築物に係る情報発信の充実及び各種産業分野との連携	・建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)について、既存建築物を対象とする評価ツールを開発・公表(平成16年7月)。 ・第三者による評価結果の認証制度、評価を実施する評価員を養成するための講習及ひ登録制度を創設。(平成16年7月) ・名古屋市(平成16年4月運用開始)及び大阪市(平成16年10月運用開始)において、CASBEEを活用した環境計画書の届出制度を導入。 ・経済産業省と連携し、住宅の省エネルギー性能に係る情報提供やESCO事業の促進等に関する委員会を開催。(平成16年12~2月)	
		97	[平成16年度より、CASBEE等を活用して、住宅・建築物に係る情報発信の充実及び各種産業分野との連携		

行動計画第二章中の項目		施策名	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目			
○建設関係団体による、建築物等の計画・設計段階における省エネ性能向上等の実用的な評価手法の活用のための自主的な検討	【平成16年度から実施】	98	【平成16年度に、ライフサイクル二酸化炭素排出量(LCO2)に加え新たな定量的指標を考慮した環境性能評価・表示手法を開発し、クリーン宣言整備指針等に反映】	建設関係団体において、評価手法について、評価収集及び情報収集等を実施するとともに、これらを踏まえ、実用的な評価手法の活用を検討する予定。	今後、建設関係団体において、引き続き事例検討及び情報収集等を踏まえ、実用的な評価手法の活用を検討する予定。
(4) 官庁施設のグリーン化の推進	○グリーン官庁宣言(計画から工事、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じた、環境負荷の低減に配意した官庁施設)整備指針等の改定	99	【平成17年3月に「官庁施設の環境保全性に関する基準」を策定し、グリーン診断・改修計画基準を策定するとともに、引き続きその後の官庁施設の整備における活用。】	既存官庁施設のグリーン診断を完了した。グリーン診断結果を踏まえたグリーン改修を計画的に実施中。	・グリーン診断・改修計画基準を策定するとともに、引き続きその後の官庁施設の整備における活用。
○既存官庁施設のグリーン診断・改修の推進	【平成16年度までに約2,000の既存官庁施設のグリーン診断を実施し、効果的なグリーン化技術を採用したグリーン改修を計画的に実施】	100	既存官庁施設のグリーン診断を実施し、効果的なグリーン化技術を採用したグリーン改修を計画的に実施	既存官庁施設のグリーン診断を完了したグリーン診断結果の分析を行い、平成17年度早期に公表予定。	これまでに完了したグリーン診断結果の分析を行い、平成17年度早期に公表予定。
○官庁施設のエネルギー労働の推進	【平成16年度より、ESCO事業(Energy Service Company事業:省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、その効果を保証する事業)との連携などによる省エネルギー対策について検討】	101	既存官庁施設のグリーン診断を実施し、効果的なグリーン化技術を採用したグリーン改修を計画的に実施	ESCO事業導入にあたっての評価方法や効果検証方法等の課題を整理中。	ESCO事業との連携による省エネルギー対策について検討を行い、「官庁施設におけるESCO事業等実施マニュアル」を整備。
○官庁施設の運用段階における省エネルギーの推進	【平成16年度に、エネルギー消費に係る新たな判断指標を整備し、普及を図るとともに、エネルギー多消費の施設に対し適切な保全指導を実施】	102	既存官庁施設の運用段階における省エネルギーの推進	平成16年度中に、エネルギー消費に係る判断指標を整備するための官庁施設の利用の手引きを作成し各省各庁へ通知。 ・官庁施設のエネルギー使用量等を收集・分析することができる「保全業務支援システム」を平成17年度より運用。	「保全業務支援システム」の活用により、官庁施設のエネルギー使用量等を継続的に収集・分析し、エネルギー多消費による施設への保全指導を推進。

行動計画第二章中の項目		施策名	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目			
	(5) 都市整備における地球温暖化対策	○地域冷暖房導入の促進	【個別熱源システムと比べエネルギー効率的に利用でき環境負荷(CO <sub>2</sub> 、NO <sub>x</sub> 、SO <sub>x</sub> 等)を抑えることのできる地域冷暖房施設の導入を推進(平成18年度までに6地区で導入)】	平成17年5月時点で4地区において供給開始。	引き続き平成18年度までに2地区で導入の推進を図る。
		103	【省エネルギー・環境負荷低減に効果のある雪冷熱工エネルギーを有効活用した、地域冷暖房システムの開発を実施(平18年度までに実用化)】	平成18年度の施設整備にむけて、調査設計を平成18年度の施設整備に向け平成18年度に引き続き調査設計を実施。	
		104	【地域冷暖房システムの導入による経済環境面での効果を検証し、地域冷暖房の整備を促進を図るための指針を策定】	平成17年度の指針策定にむけて検討中。	平成17年度に指針の策定を予定。
		105	○自然エネルギー等を活用した次世代都市整備事業の推進	平成17年1月までに1地区にて事業完了。全国都市再生モデル調査により、未利用エネルギーである下水熱を活用した都市廃熱処理システムの実施の可能性を検討中。	引き続き都市廃熱処理システムの実施の可能性を検討する。
		106	【太陽光・人工排熱など自家然エネルギー・未利用エネルギーと等を都市のエネルギーとして活用する次世代都市整備事業を推進(平成17年度までに1地区事業完了)】	平成17年1月までに1地区にて事業完了。	

行動計画第二章中の項目		施策名	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目			
	3. 吸収源対策(国土交通省における総合的な温室効果ガス吸収源対策の推進)	○グリーン・バンキン	【公共事業の実施にあたつて、貴重な生態系の保全ばかりでなく、地域における良好な環境の保全、さらには二酸化炭素吸収源対策の観点から、環境や「海の森」ともいわれている干潟等の確保を図ることとし、公園、河川、道路、港湾等の公共施設空間を活用したことにより、一定のエリアにおいて事業の実施に伴い隙地や干潟等を減少させないための仕組みを検討】	・グリーン・バンキング・システムの構築について、省内関係部局担当者からなる連絡検討会を組織。 ・平成17年度も引き続き、関係部局の連絡検討会等による仕組みの検討を実施予定。 また、上記検討に資する平成17年度予算を要求。	引き続き所要の検討等を実施
		107		○都市公園、下水道、道路、河川、砂防、港湾等の公共公益施設等の緑化等を推進 ○改正都市公園法等に基づく、緑の基本計画制度の充実、緑化地域制度の創設、立体公園制度の創設等による緑地のネットワークの形成の推進 ○緑地のネットワークの形成を総合的に支援する緑地環境整備支援制度の創設 ○都市緑化等による温室効果ガスの吸収量算定について、算定・計上方法等についての技術的側面からの検討を実施。 ○省内関係部局からなる「地球温暖化対策WG－吸収源対策SWG」を組織し、関係部局による検討を開始。	引き続き、所要の検討等を実施 【平成17年度税制改正】 事項名: 緑化施設に係る特別措置の延長及び拡充 概要: 都市の緑化の推進のために、緑化施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置の拡充及び延長を行う。 【制度改正】 法律等件名: 都市緑地保全法 等の一部を改正する法律(平成16年12月17日施行) 概要: 緑の基本計画の拡充、緑化地域制度の創設、立体都市公園制度の創設等
		108	○都市緑化等の推進<緑を増やす取組>	【都市公園、下水道、道路、河川、砂防、港湾等の公共地域等と、都市域や臨海部等における緑地のネットワークの形成を推進し、それによる温室効果ガスの吸収量を算定(平成16年度に省内体制を整備、平成17年度以降に毎年吸収効果算定)】	

行動計画第二章中の項目		施策名	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目			
		○温室効果ガス吸収量の総合的な把握のための技術開発と報告体制の整備＜緑を把握する取組＞	【我が国の吸収源インベントリ（目録）作成による土地利用区分データの整備、衛星データ等を用いた民有地による温室効果ガス吸収・固定量の算出とモニタリング】	土地利用区分データの整備、温室効果ガス吸収・固定量の算出とモニタリングに必要な技術開発のための調査及び検討を実施	引き続き、関係部局の連携により、以下をはじめとした所要の実施検討等を実施 ・土地利用・土地利用変化に関する情報の整備 ・都市绿化等吸収量の把握 報告・検証体制の確立 ・上記に必要な技術開発のための調査・検討
	109		【我が国の吸収源対策計画上の吸収量把握体制と、実績事務局への報告体制の整備（平成16年度に開設省庁・省内の体制整備、平成18年12月までに全てのデータを整備しインベントリに反映）】	省内関係部局からなる「地球温暖化対策WG」吸収源対策SWG」を継続し、関係部局による検討を開始。	
	110		【木造軸組住宅・建築物について、引き続き若年大工技能者の育成を進めることと、高分子材料の構造要素について、構造耐力等を評価し、技術基準を作成（平成16年度以降）】	①大工技能者の育成等の取り組み、伝統工法の性能検証の推進を引き続き実施 ②伝統構法等の性能検証のためのモデルプランの検討、とりまとめを実施	引き続き若年大工技能者の育成等を実施を育成することと、環境に優しい木造住宅の普及を促進するために構造や構造等の検証を実施
	111	○炭素の固定に資する木造住宅の振興＜緑を活用する取組＞			
4. 一酸化二窒素対策	112	○下水汚泥焼却施設における高温燃焼(850℃)について基準化	【一酸化二窒素が高温で分解する特性を活用し、通常の焼却温度(800°C)より高い温度で燃焼させ、その発生を抑制（平成17年度までに基準化）】	基準化にあたっては、その前提として、対策による効果が適切に評価されることが重要であるが、現在のインベントリ（温室効果ガス排出・吸収目標）では、高分子蒸留炉から発生する一酸化二窒素の排出係数は一定であり、そのため高温燃料による排出削減効果が反映される状況になつてない。したがって、インベントリ上で高分子蒸留炉からの一酸化二窒素の排出係数を高温燃焼と通常燃焼で分ける必要があり、平成16年1月以降、環境省の温室効果ガス排出量算定方法検討会等の場で下水汚泥の高分子蒸留炉における高温燃焼時と通常燃焼時の排出係数について科学的見地から審議がなされ、それとの場合の排出係数が決定された。	新たな排出係数のインベントリへの適用について手続きを進め、基準化に向けて引き続き検討を行なう。